



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユメマズくん

在留資格制度の概要について ～資格ごとの受入れの流れ，手続きについて～

大分県商工観光労働部 産業人財政策課

2025年8月6日(水)

行政書士 伊藤精

<http://www.oct-net.ne.jp/ito-sei>

在留資格

※ 出入国管理及び難民認定法で定められている在留資格の範囲内において、我が国で就労

すべての外国人は在留資格を持っている

短期滞在, 文化活動

留学, 研修, 家族滞在

働けない在留資格

日本人の配偶者等

永住者の配偶者等

定住者

永住者



経営・管理, 技能, 教育
教授, 企業内転勤...

技術・人文知識・国際業務
介護(2017.9.1)

特定活動(2019.5.30)

技能実習, 育成就労

特定技能(2019.4.1)

身分又は地位に基づく在留資格

働ける在留資格



外国人の雇用

- 就労できるかできないかを確認(おおいた産業人財センター, 入管大分出張所, 大学コンソーシアムおおいた等)
- 在留外国人—出入国在留管理局において在留資格変更許可をいただき, 許可後に就労

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/gijinkoku.html>

⇒在留資格変更許可申請

- 海外に居住する外国人—出入国在留管理局において在留資格認定証明書取得, 外国人に送付, 査証の取得

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/gijinkoku.html>

⇒在留資格認定証明書交付申請

(在留資格変更許可申請, 在留資格認定証明書交付申請手続きは全ての在留資格において同じ)



目次

- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」について
- 在留資格「46号特定活動」について
- 在留資格「介護」について
- 在留資格「特定技能」について
- 在留資格「経営・管理」について
- 「技能実習」から「育成就労」について



在留資格「技術・人文知識・国際業務」

技術

(自然科学の分野)

理科系大学, 短大, 専門学校等の卒業生等

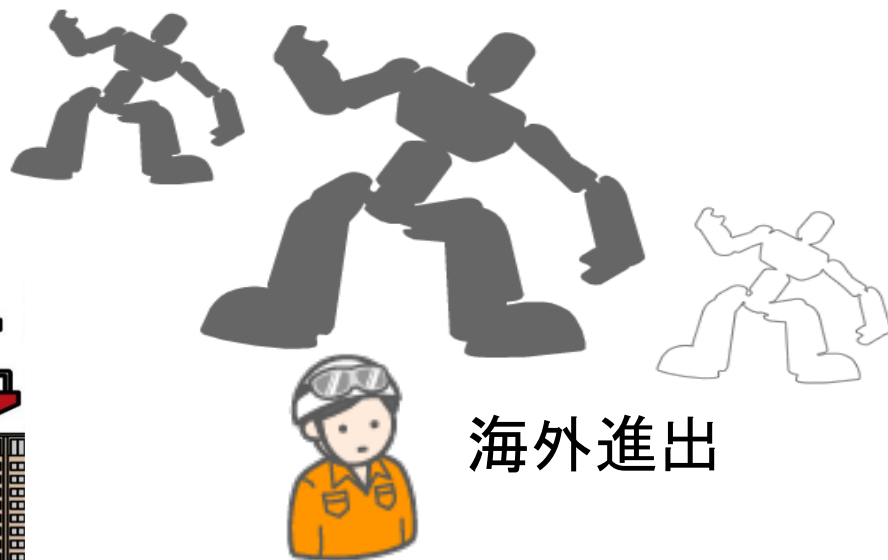
- 土木工学
- 建築学
- 情報工学, 化学工学, 金属工学等々
- 実務経験10年
- 情報処理技術に関する試験, 資格

https://www.moj.go.jp/isa/policies/bill/nyukan_hourei_h09.html

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件
(日本, 中国, フィリピン, ベトナム, ミャンマー, 台湾, マレーシア, タイ, モンゴル, バングラデシュ, シンガポール, 韓国)

- 技術は, 専攻した分野が業務と若干違っても許可

技術の業務



海外進出

コンピュータプログラマー, ソフトウェアエンジニア, システム設計, 情報処理, 土木・建築設計, 環境設計, 造船, 資源開発...



人文知識・国際業務 (人文科学の分野)

文科系大学，短大，専門学校等の卒業生等

- 人文知識(人文科学の分野)

会計学，経営学，経済統計学

観光学，語学，商学，財政学・金融論等々

実務経験10年

大学における専攻科目と従事しようとする業務の関係性については、比較的緩やかに判断

- 国際業務

3年以上の実務経験(外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事)

「技術・人文知識・国際業務」

実務経験がなくても、大学を卒業した者が、翻訳・通訳・語学の指導を行うことは可

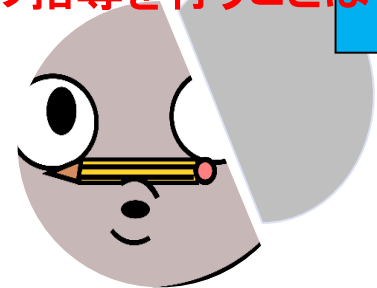


専攻



総合職

将来的に管理職
となる幹部候補



3年以上の実務経験
翻訳, 通訳, 語学の
指導, 広報, 宣伝,
海外取引業務, デザ
イン, 商品開発など

技術・人文知識

国際業務

専門学校生の審査要領

- 専修学校の専門課程は、職業的教育が中心であって、特定の分野に限って専門的な知識が修得されるものであり、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし教育を行う大学とは質的に異なることから、在留資格「技術・人文知識・国際業務」等の諸申請の審査に当たっては、専修学校の専門課程における修得内容と従事しようとする業務が関連していると認められることが必要である。
- 出入国在留管理庁は、2024年2月29日、専門学校を卒業した外国人留学生の就職先を拡大する運用方針を公表した。職業実践専門課程の認定等を受けた専門学校の卒業生の在留資格の付与に当たり、大学卒業生と同等に扱う。優秀な留学生の国内定着を促す。

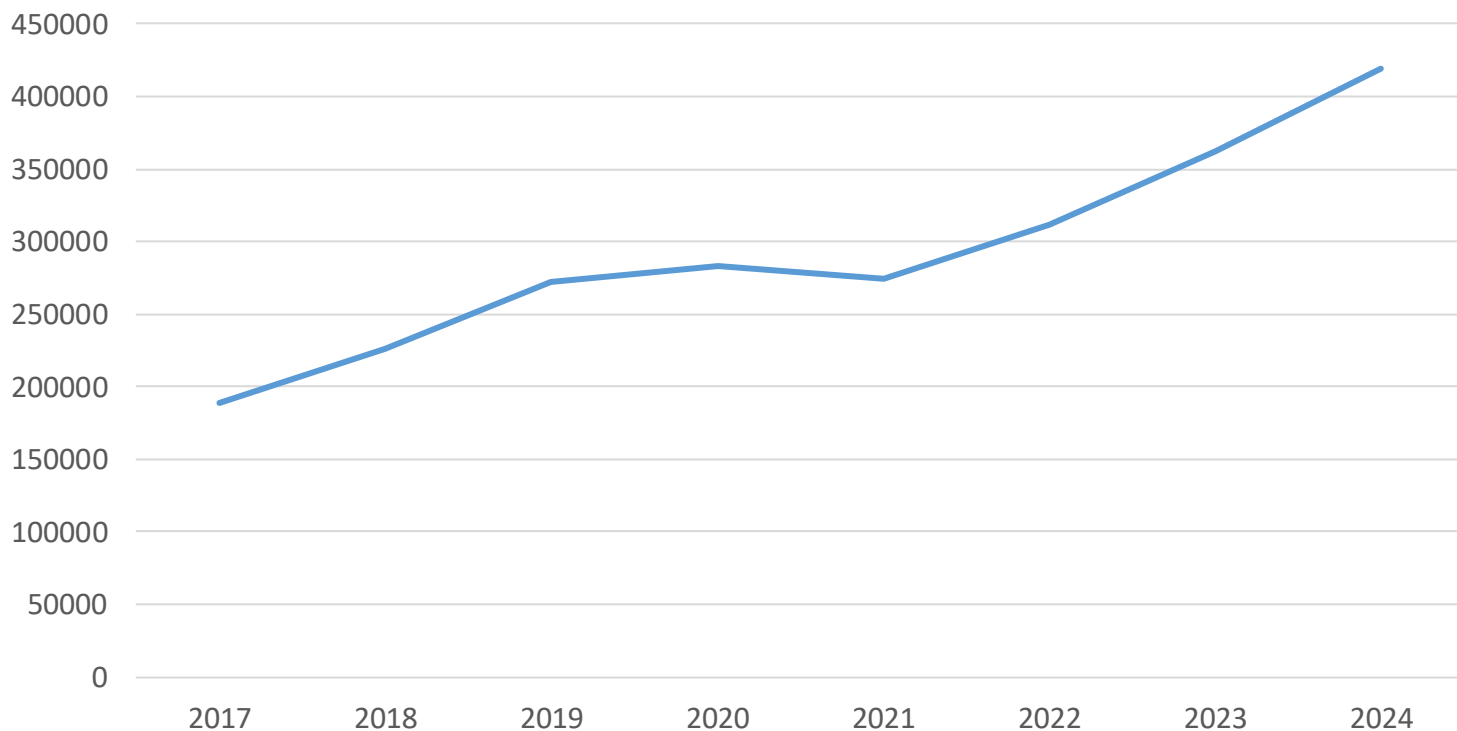
履修科目(専攻)⇒職務内容

「技術・人文知識・国際業務」での在留を希望する場合

- 管理業務(経営者を除く) 調査研究 技術開発(農林水産分野, 食品分野, 機械器具分野, その他製造分野)
- 生産管理(食品分野, 機械器具分野, その他製造分野) 建築・土木・測量技術 情報処理・通信技術
- 法律関係業務 金融・保険
- コピーライティング 報道 編集 デザイン
- 教育(教育機関を除く) 翻訳・通訳 海外取引業務
- 企画事務(マーケティング, リサーチ) 企画事務(広報・宣伝) 会計事務 法人営業
- CADオペレーション その他

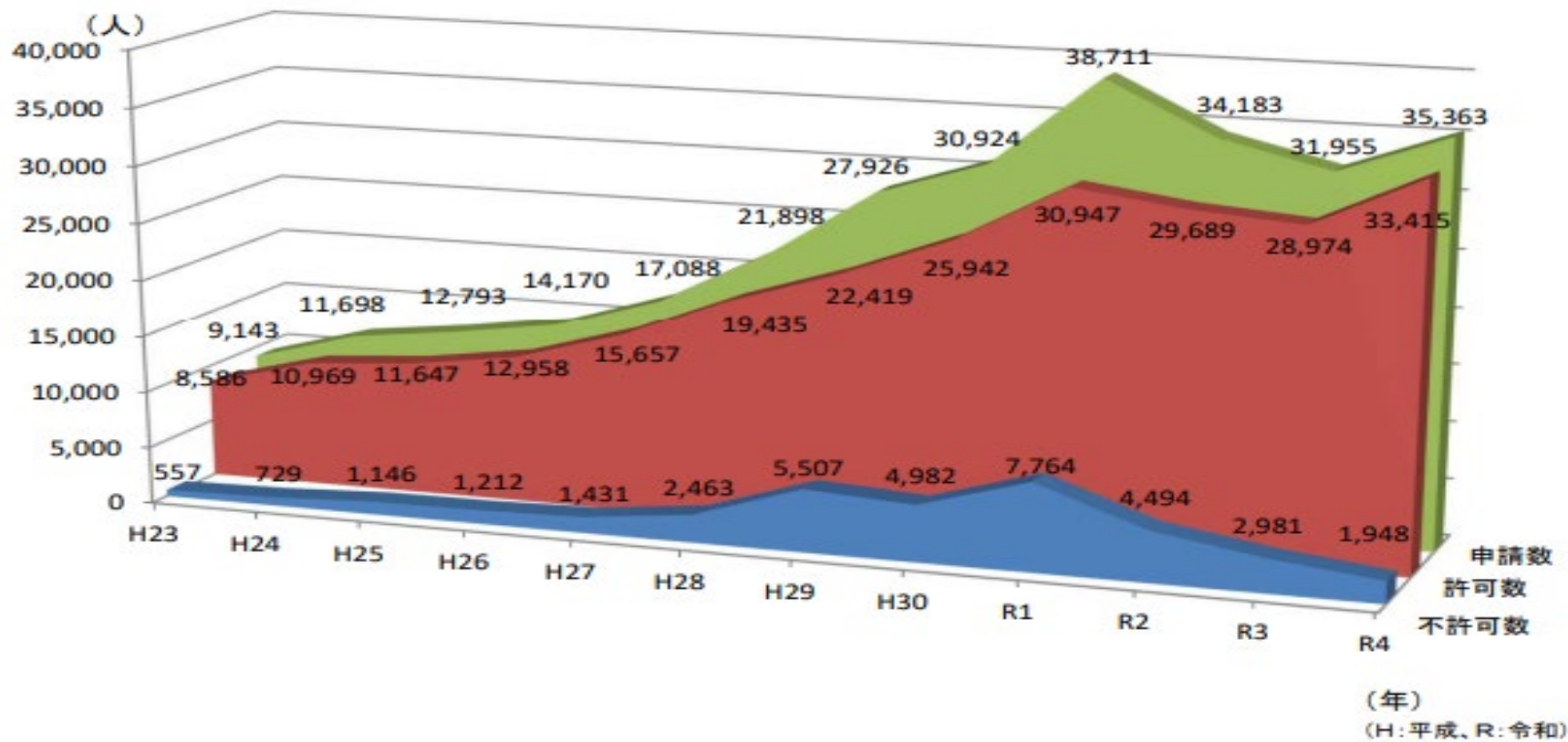
「技術・人文知識・国際業務」 在留外国人


技術・人文知識・国際業務-今後35%の就職率を50%に



留学生からの就職状況

入管資料





在留資格「46号特定活動」

在留資格「特定活動」(1) 2019.5.30

- 日本の大学, 大学院, 2023.6.21に追加公布の短期大学, 高等専門学校, 専修学校の専門課程学科(文科省認定)を卒業+日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テスト480点以上
- 日本の大学又は大学院において「日本語」を専攻
- 外国の大学又は大学院において「日本語」を専攻 + 日本の大学又は大学院
- 日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務
- 業務内容に「技術・人文知識・国際業務」の対象となる業務が含まれていること, 又は, 今後当該業務に従事することが見込まれること

在留資格「特定活動」(2)

- 飲食店で、外国人客に対する通訳を兼ねた接客、日本人に対する接客
- 工場のラインで、技能実習生や外国人に作業指示を外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインで業務を行う
- 小売店で、仕入れや商品企画と併せ、通訳を兼ねた外国人客の接客・販売、日本人客への接客・販売
- タクシー会社で、観光客のための企画・立案を行いつつ通訳を兼ねた観光案内を行うタクシードライバー(通常のタクシードライバーとして乗務することを含む)
- 介護施設で、外国人従業員や技能実習生の指導を行いながら、介護業務に従事すること



在留資格「特定活動」(3)

- 外国人留学生の就職支援, 海外在住外国人の就職支援及び雇用主の利便性
- 大学・大学院で学位
短期大学・高等専門学校で学士
専修学校の専門課程で高度専門士
- パスポートに指定書－氏名・国籍, 業務内容, 勤務先
(在籍出向は資格外活動違反)
- 転職－在留資格変更許可申請(×在留期間更新)
- 配偶者・子供－47号特定活動(×家族滞在)
- 2023.12.31総数958名(アジア947名)



在留資格「介護」

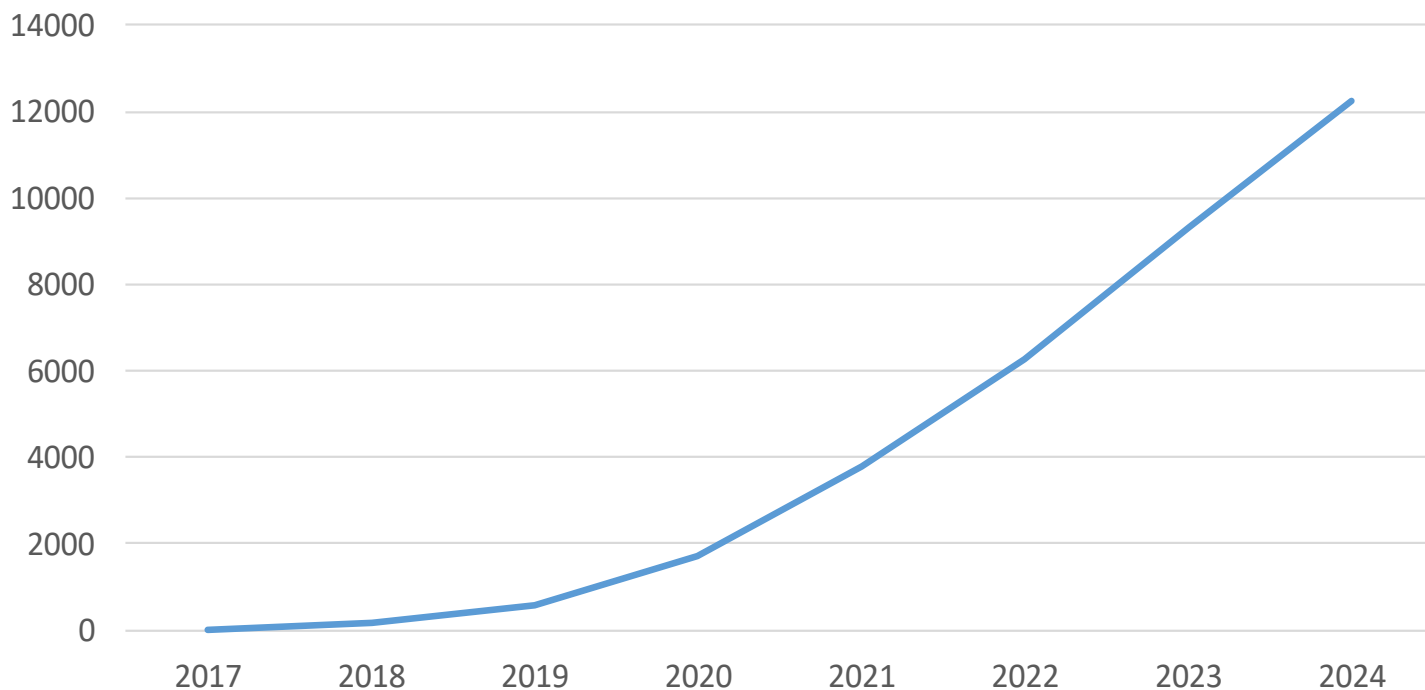
在留資格「介護」


2017.9.1

- **介護福祉士養成施設で修学**
 - 専門学校, 短大, 大学の養成施設卒業者は介護福祉士合格が必須。ただし**2017**年から**2021**年までの卒業者は卒業後5年以内に合格若しくは5年以上の勤務
⇒**2022.4.1**に5年延期
 - 福祉系高校ルート, EPAルート(特定活動⇒介護) 2020.4.1
- **技能実習「介護職種」(2017.11.1)**
3年以上の経験＋介護福祉士 ⇒ 在留資格「介護」
- **特定技能1号「介護分野」(2019.4.1)**
3年以上の経験＋介護福祉士 ⇒ 在留資格「介護」

「介護」在留外国人

在留資格「介護」





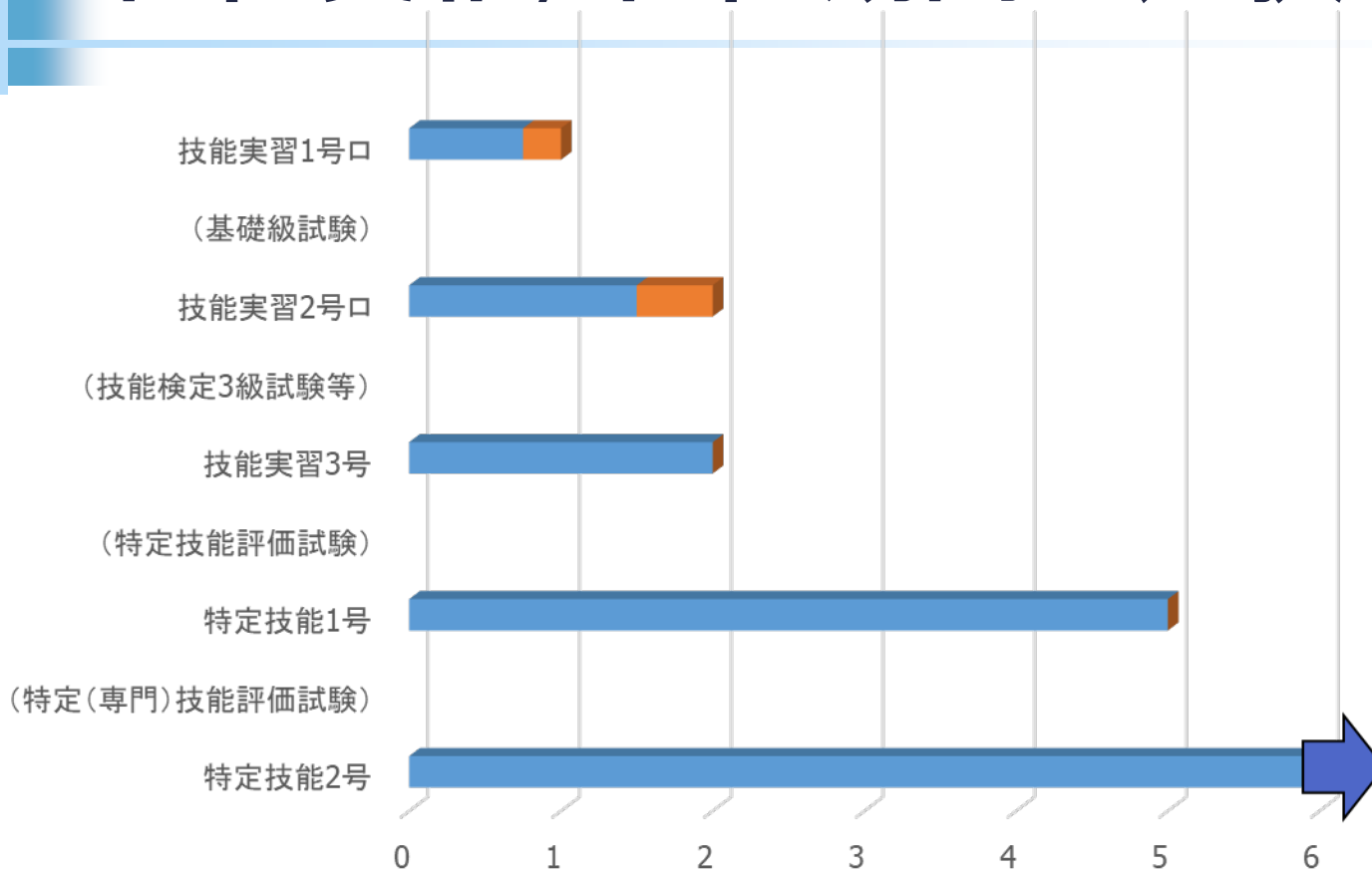
在留資格「特定技能」

特定技能1号(資料①)

2019.4.1

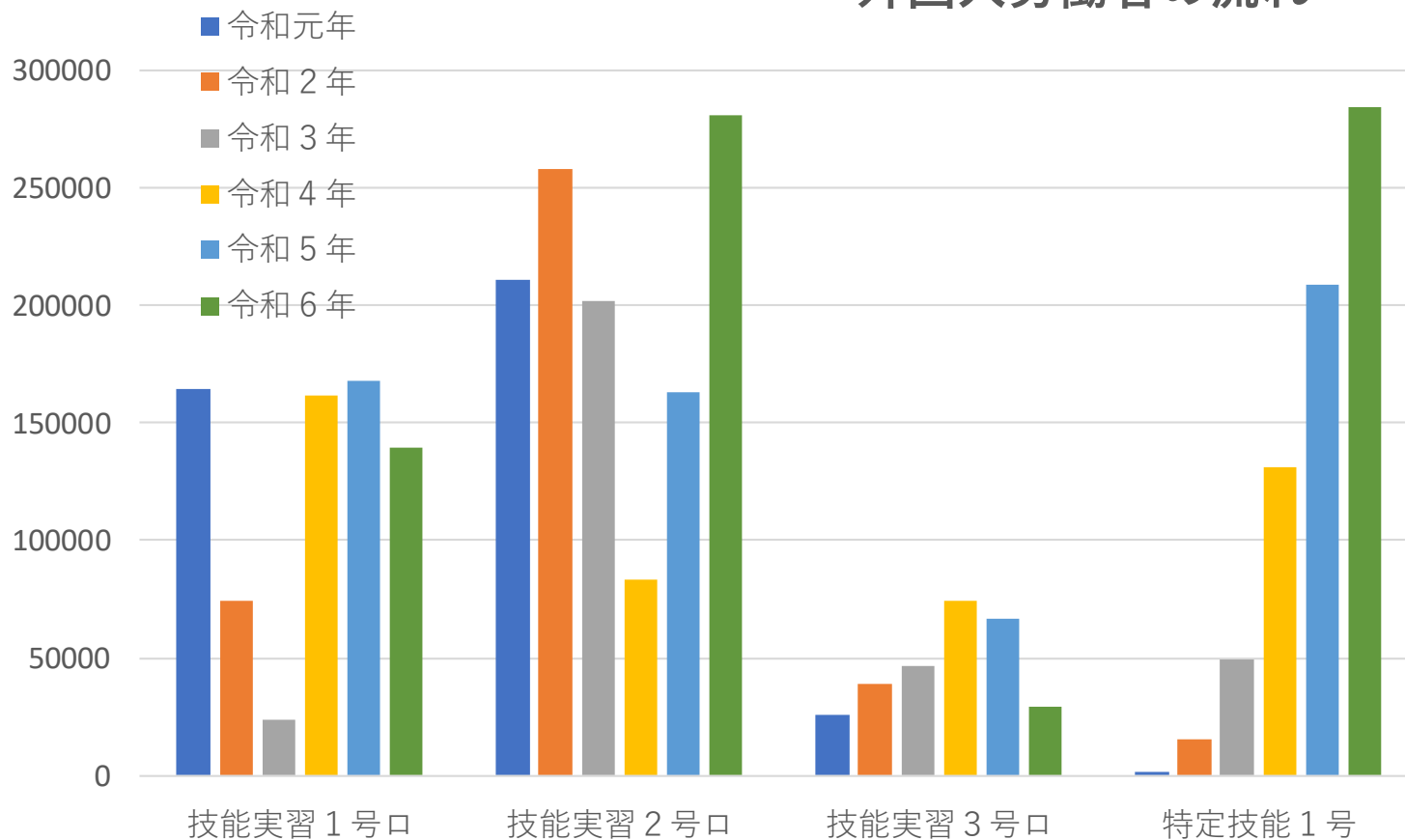
- 深刻化する人手不足に対応するため外国人を受入
- 試験
 - ・ 分野別技能評価(測定)試験
 - ・ 日本語能力試験N4又は国際交流基金日本語基礎テスト合格 (介護は+介護日本語評価試験)
- 留学(各種学校, 専修学校, 短大等)から特定技能1号へ
在留資格変更⇒在留資格認定証明書で入国
- 2020.4.1より短期滞在, 退学・除籍留学生, 失踪した技能実習生も受験可能に。
- 技能実習からの特定技能へ移行(2号修了者, 無試験)

在留資格，在留期間の選択(資料②)



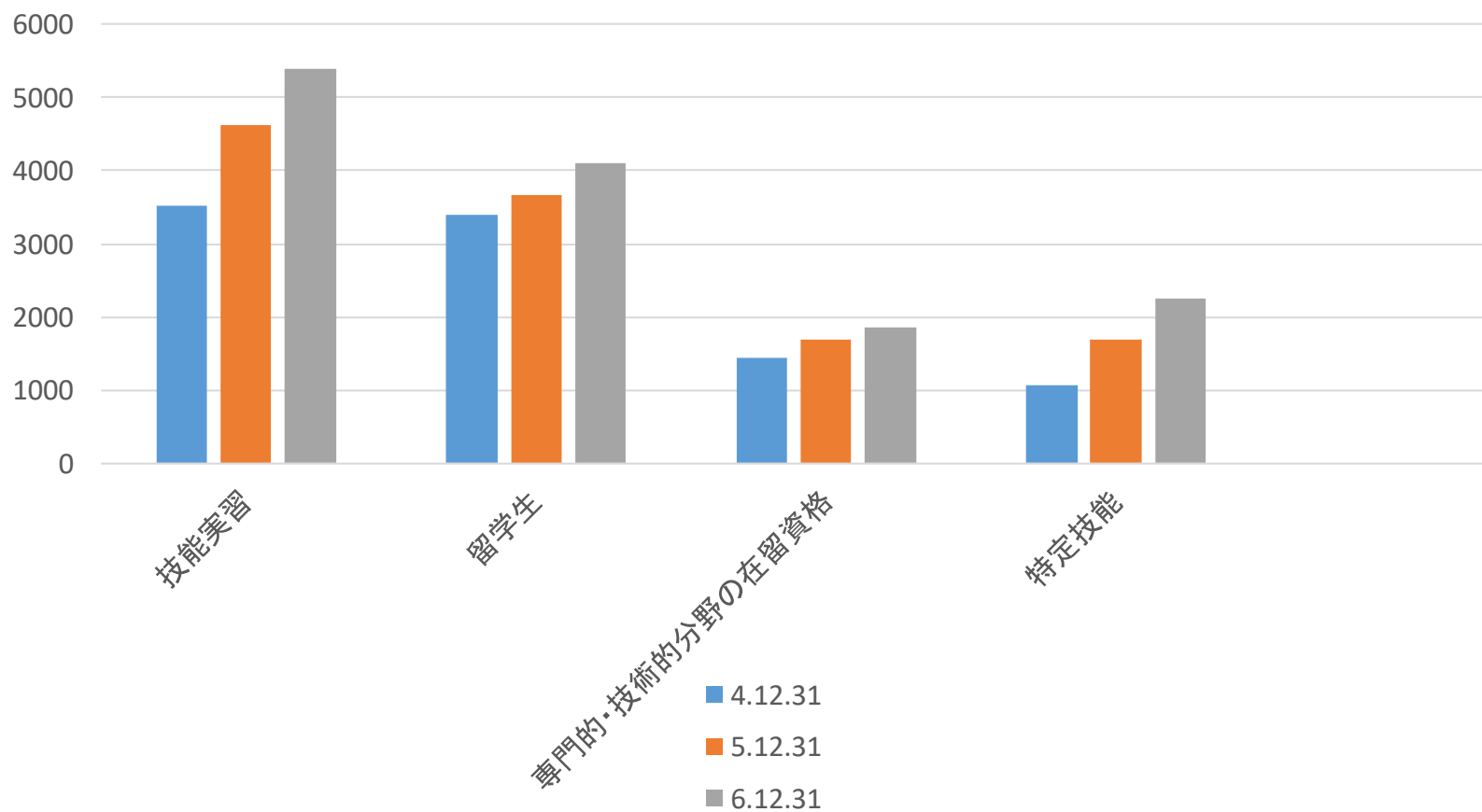
技能実習，特定技能在留外国人数

外国人労働者の流れ



在留資格別外国人労働者数

大分県国際政策課



登録支援機関(1号特定技能外国人支援計画)

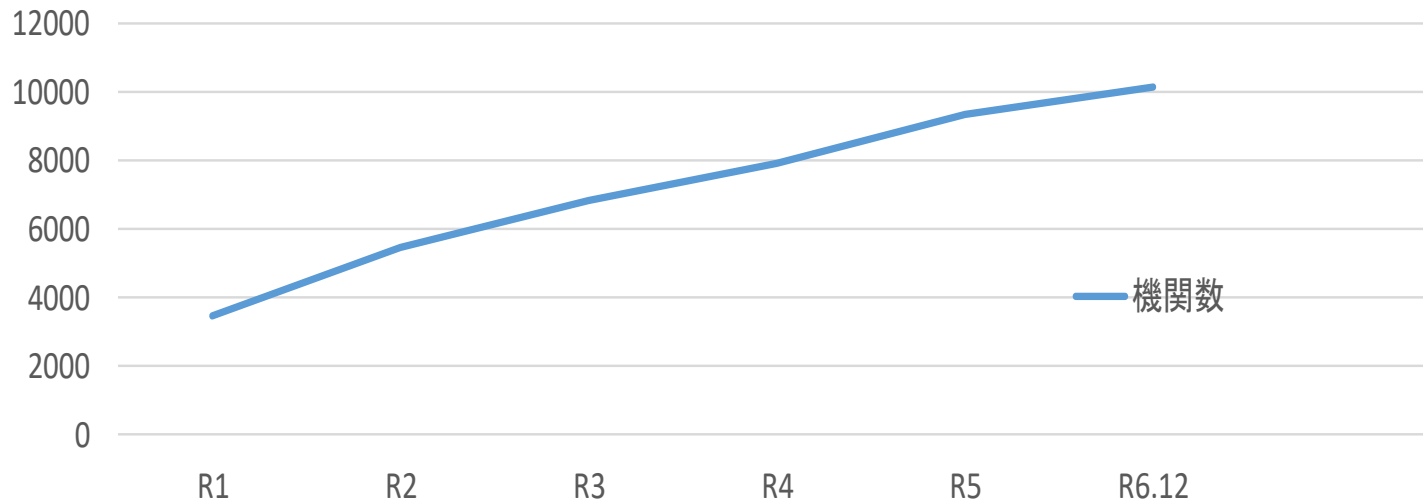
- ① 入国前の生活ガイダンスの提供(母国語)
- ② 入国時の出迎え, 帰国時の見送り
- ③ 保証人となること, 外国人の住宅確保支援
- ④ 在留中の生活オリエンテーションの実施
- ⑤ 生活のための日本語習得支援
- ⑥ 外国人からの相談・苦情への対応
- ⑦ 各種行政手続についての情報提供及び支援
- ⑧ 外国人と日本人との交流促進に係る支援
- ⑨ 非自発的離職時の転職支援 等

登録支援機関

機関数10,136(62)

R6.12

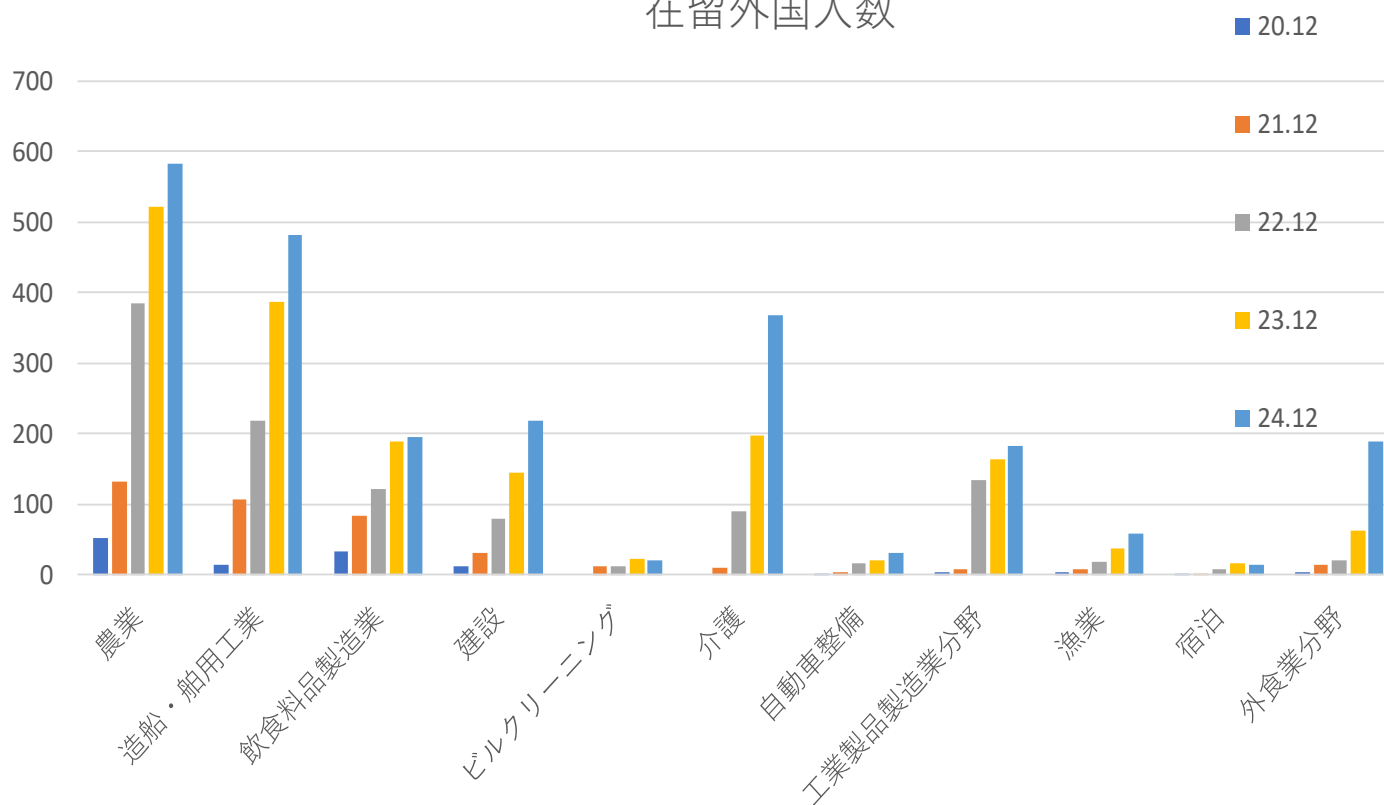
監理団体(一般監理事業) 2,127
監理団体(特定監理事業) 1,615
(36)



特定技能1号

大分県

在留外国人数



特定技能2号

- 在留中に事業所管省庁が定める一定の試験に合格するなど、現行の専門的、技術的分野の外国人と同様に、高い専門性、技能を取得
- 介護等を除く建設、造船・船用工業等11分野（業所管省庁が定める一定の試験に合格）
- 在留許可（活動状況等審査）により期間の定めなし
- 家族滞在（配偶者、子）

日本語教育、学校、相談体制、多言語情報、民間交流
医療・保険・福祉、文化・歴史、災害対策、交通安全等

⇒ 一元的相談窓口は交付金不足



在留資格「經營・管理」



在留資格「経営・管理」 2015.4.1~

- 本邦において事業の経営を開始してその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動
- 本邦において既に営まれている事業に参画してその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動
- 本邦において事業の経営を行っている者(法人を含む。)に代わってその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動



審査基準(1)

【事業を営むための事業所】(基準第1号)

- 事業を遂行するために必要な施設等
- 事業を行うにふさわしい規模, 構造(経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること)
- 事業が安定的, 継続的に営まれるもの(財貨及びサービスの生産又は提供が, 人及び施設を有して, 継続的に行われていること)



審査基準(2)

【事業の規模】(基準第2号)

- 在留資格「経営・管理」以外に、日本に居住する2人以上の常勤の職員が勤務(常勤職員を雇用あるいは雇用する予定)
 - ⇒雇用契約書, 住民票
- 資本金の額又は出資の総額が500万円以上であること
 - ⇒履歴事項証明書(会社謄本)
- 上記に準ずる規模のもの



「技能実習」から「育成就労」について

技能実習制度廃止

育成就労制度開始

- 外国人技能実習制度に代えて創設する育成就労制度は、人材確保及び人材育成を目的とする新たな制度
- 技能実習制度を廃止し、育成就労3年とする。2027年4月1日開始し、3年間の移行期間を設ける
- 就労開始前までにN5(A1相当以上)合格、合格していない外国人は入国直後に認定日本語教育機関等における相当の日本語講習を受講(3年間の育成就労の期間を通じて100時間以上)
- 業務の範囲は、現行の技能実習制度よりも幅広くし、特定技能制度における業務区分と同一とする
- 監理団体は「監理支援機関」

育成就労の目的, 内容, 期間 に関する検討について

- 「関連業務」「周辺業務」の区別は撤廃しつつ、「必須業務」については、育成就労の期間の3分の1以上従事
- 安全衛生業務については、技能実習制度同様、育成就労の期間の10分の1以上従事すること
- 時間外労働等を認め、技能実習制度で例外的に時間外労働等を行う際に必須としている届出等の取扱いについて柔軟化
- 妊娠出産等による育成就労の中断・再開は、技能実習制度と同様に認める
- 特定技能への試験不合格者に係る育成就労の期間の延長について、延長を認める場合の要件や延長範囲

本人意向転籍の要件の検討

- 本人意向による転籍先を，試験合格率や育成体制，法令遵守状況等の基準を満たす優良な受入れ機関に限る
- 受入れ機関に在籍する育成就労外国人に占める本人意向による転籍者の割合を， $1/3$ 以下
- 都市部の受入れ機関が都市部以外からの受入れ制限

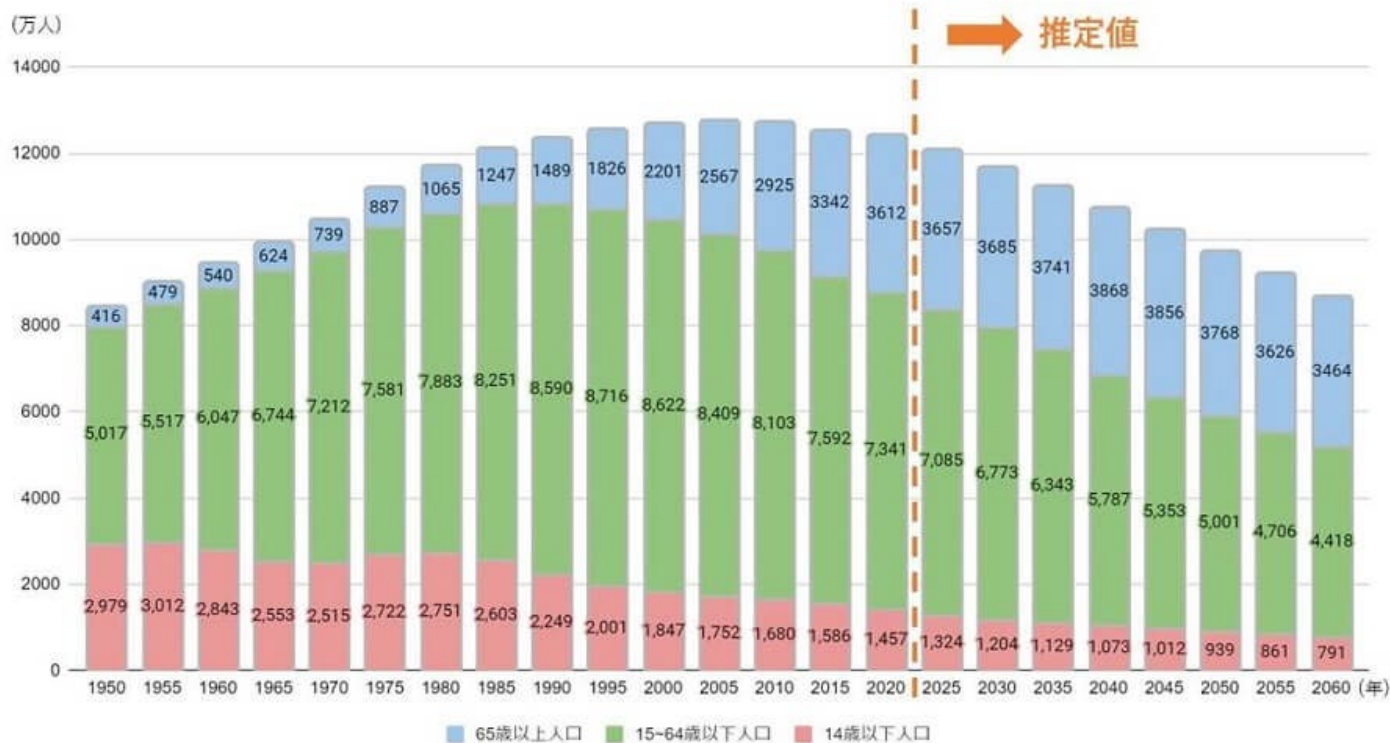
a : 在籍する育成就労外国人の数	b(aの $1/3$ 以下) : うち転籍者数	
		c(bの $1/2$ 以下) : うち都市部以外からの転籍者数
24	8	4
18	6	3
6	2	1

転籍時の初期費用の補填

- 受入れに必要な費用のうち職業紹介費, 入国前後の講習費, 来日渡航費等が初期費用に当たると考え, これらの総額を一律の標準(固定)額として評価
- 金銭による負担ではない初期の育成コスト(いわゆる無形コスト)は, 一律で標準額と同額の無形コストと評価
- 按分割合を一律1年目:2年目:3年目=1:2:3と設定
- (有形コスト+無形コスト) × 按分率 = 補填額
- 標準額: 40万円(固定) + 上乗せ: 20万円(例) + 40万円
- 1年転籍: 5/6 83万円
- 2年転籍: 1/2 50万円

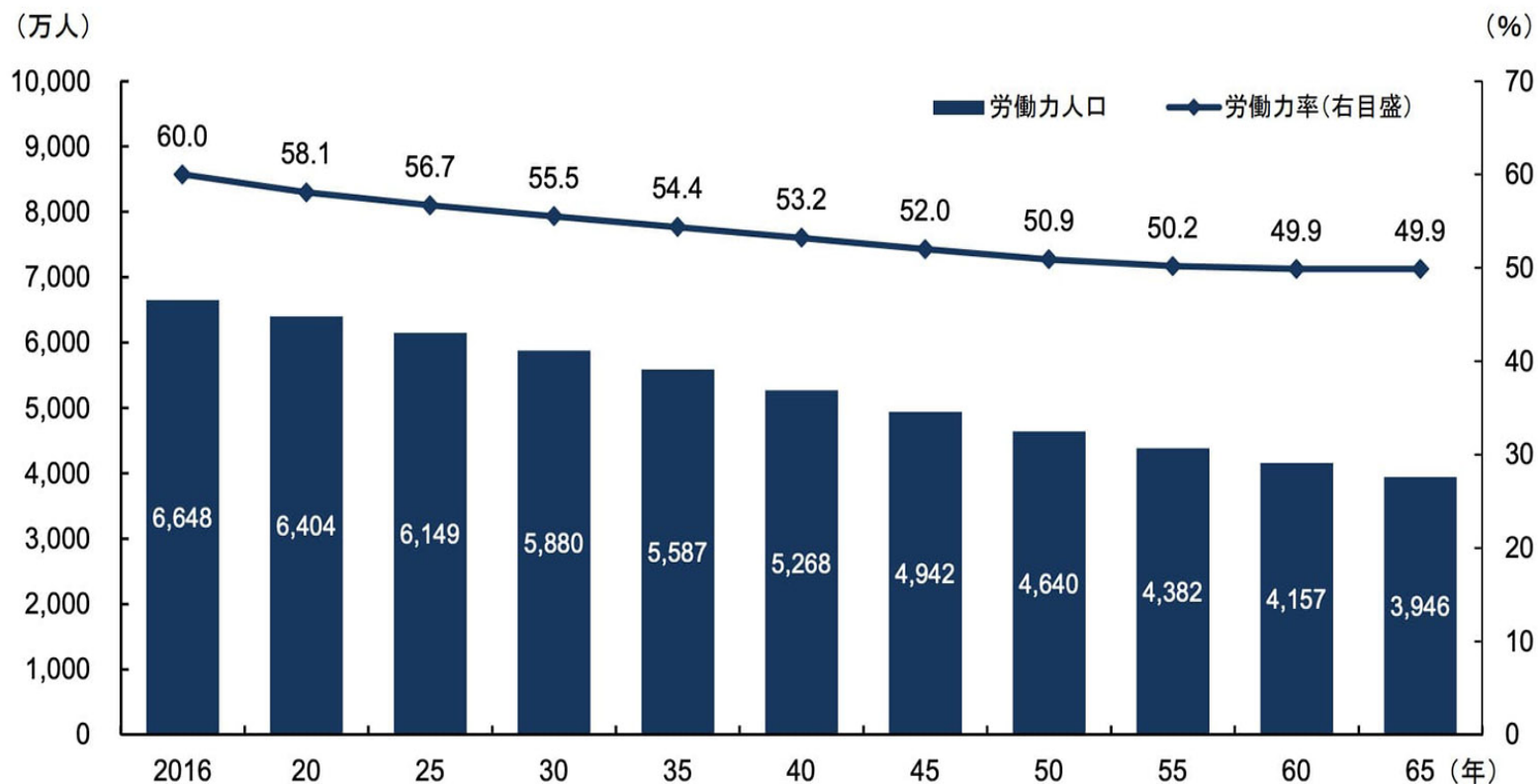
労働力人口の推移

日本の人口の推移



みずほ総合研究所による労働人口

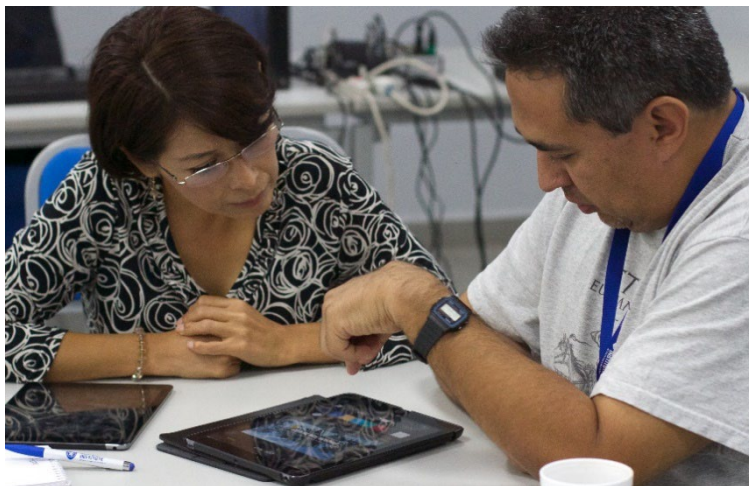
労働力人口と労働力率の見通し



(注) 2016年は実績。2020年以降は、男女別、年齢5歳階級別の労働力率を2016年と同じとして算出（75歳以上は、2016年の75歳以上の労働力率を75～79歳の労働力率とし、80歳以上はゼロとして算出）。

(資料) 総務省「労働力調査年報」（2016年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2017年4月推計）より、みずほ総合研究所作成

在留外国人へのフォロー



ご静聴有難うございました。



〒870-0045 大分市城崎町1丁目3-12 Law station城崎2F
特定行政書士 伊藤精事務所 TEL.097-533-6780
【URL】 <http://www.oct-net.ne.jp/ito-sei/>